## 建築物の概要書

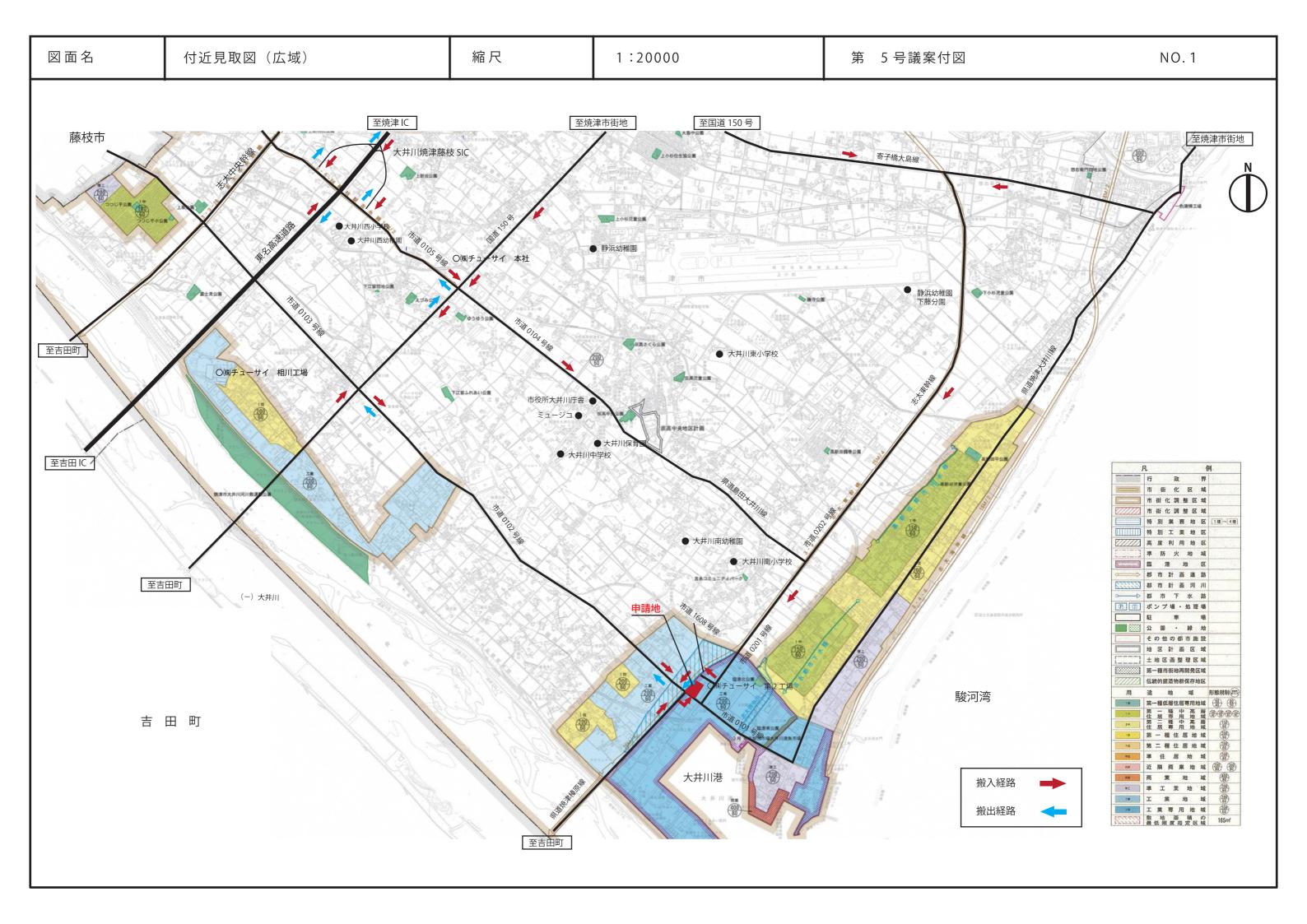
建築主住所氏名				株式会社チューサイ 代表取締役 渡辺 和良 静岡県焼津市上新田 1019 番地
敷	地 0	) 位	置	静岡県焼津市利右衛門字天王 1238番1、1239番1、1240番1、1241番1(工業専用地域)
敷	地	面	積	2, 854. 71 m <sup>2</sup>
建	築	面	積	870.54 m² (すべて既存)
延	べ	面	積	1,007.47 m <sup>2</sup> (すべて既存)
構			造	鉄骨造
用			途	産業廃棄物処理施設
主	な	施	設	産業廃棄物破砕施設
処	理	能	力	廃プラスチック類 破砕 102.00t/日 (52.8 t /日 + 49.2 t /日)
稼	働	時	間	24 時間
適			用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

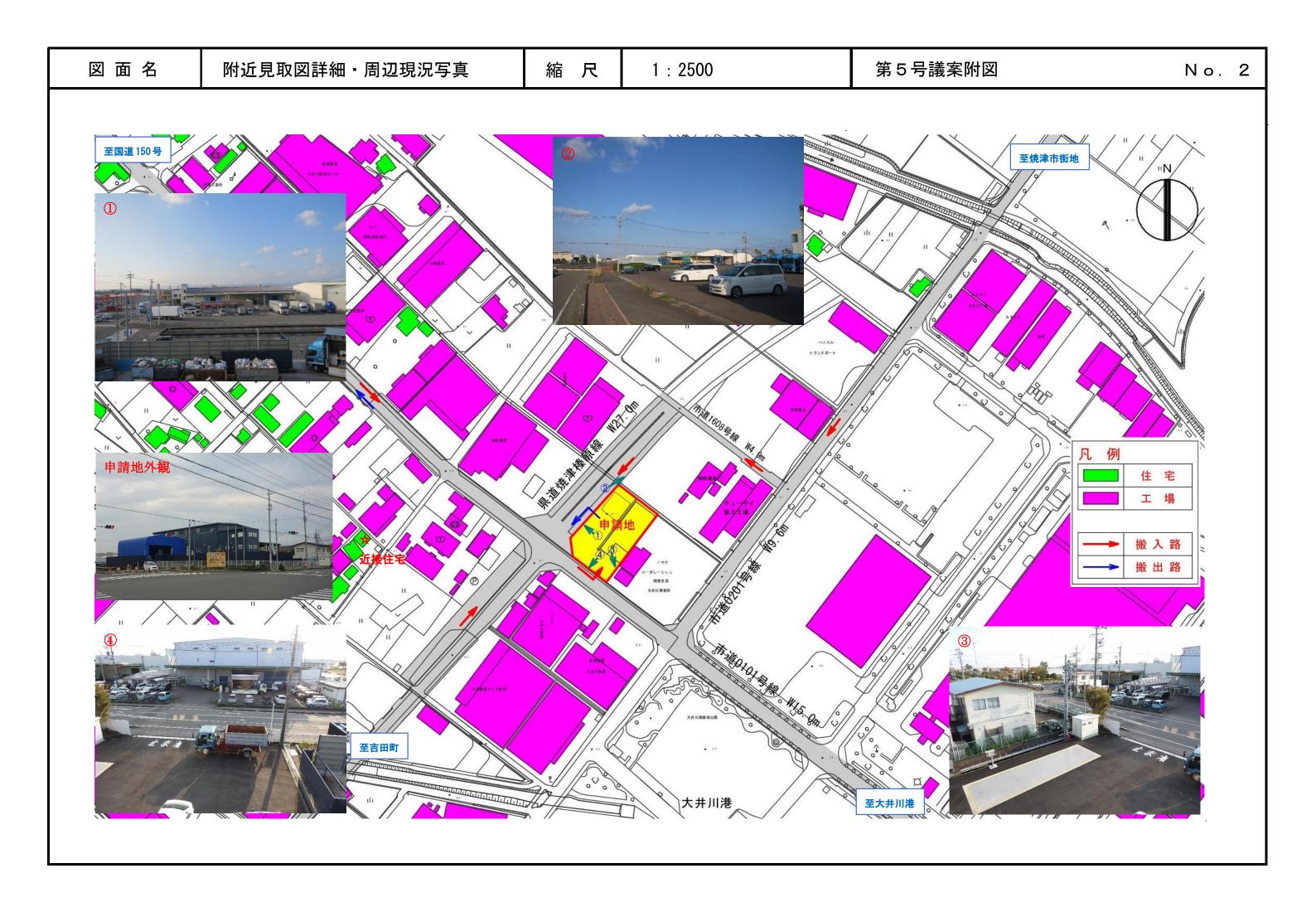
## 理 由

株式会社チューサイは、申請地(工業専用地域内)において産業廃棄物である 廃プラスチック等の破砕処理を行うとともに、併せて廃プラスチック等の固形燃料化に よる再資源化を行っている。

申請施設は、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号チの規定による処理能力が1日当り6 t を超える廃プラスチック類の破砕施設として、平成30年2月に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を取得している。

当該許可時の廃プラスチック類の破砕処理能力は、57.52 t/B (52.8 t/B + 4.72 t/B) であったが、この度、既存の破砕機(4.72 t/B) を新たな破砕機(49.2 t/B) に入替ることで、入替後の破砕処理能力が 102.00 t/B となり、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号に定める再許可不要の範囲(許可時の処理能力の 1.5 倍)を超えることから、改めて建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となった。なお、入替に伴う敷地の拡張、建築物等の増改築は行わない。





図面名 産業廃棄物場内運搬経路配置図 縮尺 第5号議案附図 1:300 No.3 県道 焼津・榛原 線 W=27.0m 車輌歩道乗入部歩道側溝補強範囲 法42条1項4号道路 出入り口 -195 緑地帯 A=116.37㎡ -5.382° 道路境界線 —-40 廃プラ類 保管施設 破砕 (処理前) 緑地帯(張芝) A=143.48㎡ 既存建物:テント倉庫 第2調整池 A=145.98㎡ H=0.5m V=72.99㎡ 水路深さ900 仮置き場 -35 保管施設 破砕 破砕 ① 木 廃 ず (前) (前) 0 余水吐け N X X 水路天 硬質能車止め 固形燃料 廃プラ類 申請施設(入替 固形製造 (処理前) 4.72 t/日 処理後 破砕 保管施設 15, 000 49.2 t/日 法42条1項1号道路 焼津市道0101号線 W=15.0m 申請施<mark>設</mark> 52.8 t / 日 破砕機 MTC-60130-100 凡例 破砕機 RPC-60160-200 搬入経路 選別機 申請建物:工場 搬出経路 **一**廃② MV-SR04 -363 固形製造 処理前 固形製造 (破砕 処理後) 処理後 破砕処理経路 木くず 破砕 破砕廃プ 処理後 申請敷地 トラックスケール 残さ -347 繊維 廃プラ 破砕木くず 処理後 申請建物 紙くず -6100 余水叶け天端 **(402** Ф -337

配置図 S=1:300